

- 子どもを「いじめ」から守るには
- 施行1年 私にもいまできること
藤沢市子どもをいじめから守る条例が知りたい!
- DV発生の低減へ何が出来るだろうか…
「自然」との関わりの面から考えてみました

- ハラスメント、知らない怖さ!
- 編集後記
- インフォメーション

かがやけ地球



藤 沢 市

子どもを「いじめ」から守るには ～いま、大人ができること～



2016年6月25日、「藤沢市子どもをいじめから守る啓発講演会」が、藤沢市民会館小ホールにて開催されました。

講師の小森美登里さんは、1998年、我が子をいじめによる自死で失いました。ひとり娘の香澄さんは「優しい心が一番大切だよ。その心を持っていない、あの子たちの方がかわいそう」こんな言葉を遺して15歳の夏、天国に旅立ちました。絶望と闘う日々の中、母の美登里さんはこの言葉に答えて、2002年にジェントルハートプロジェクトを立ち上げ、翌年法人化。心と命の尊さを伝える活動を全国各地で行っています。



講演会の様子

小森さんのお話の中から、心に残った言葉のいくつかをご紹介します。



- 私は講義の中で、いじめてしまう子を責めるような内容は一切言わない。それは、聞いている子どもたちの中の「加害者」を追い詰めてしまうから。
- 私はいじめから娘を救ってやれなかった。自分の失敗から気づいたことを伝えて、子どもたちの心と命を守りたい。
- 大人ができることは、いじめについて知ること。勘違いや間違った認識で声掛けをしていないか。子どもを傷つけたり、追いつめたりはしてはいないか。
- いじめられている子に「負けないで」「がんばれ」と言うのは酷なこと。いじめによって深く傷つけられ、「考える力」や「生きる気力」が奪われている。「つらいね」「がんばってるね」「よくがんばったね、もう一人じゃないよ」と言ってあげてほしい。
- いじめは心と体への暴力、いじめとは虐待行為。いじめ(=虐待)を受けた子どもは死んでしまうかも知れないと思わなくてははいけない。
- いじめられている子に「あなたにも原因があるんじゃないの?」と絶対に言ってはいけない。被害者責任論は、さらに深く傷つけ追い詰める。人を傷つけていい理由などない。
- 大人が「やられたらやりかえせ」と言っている。いじめの解決策にはならない。「やりかえす強さも必要」「弱いあなたがいけない」と伝えてはいないか。
- 傍観者は加害者か? 圧倒的な恐怖を前にしたら、怖くて動けない。
- 大人にいじめを相談したくない一番の理由は、「大ごとにしたくないから」。相談して問題が大きくなるんじゃないかと思っている。大人が解決できると思っていない。
- いじめは加害者の問題。いじめる子の心にどう寄り添い、いじめをやめるためにどう導くか。過去の講義の後のアンケートで70%のいじめ加害者が、「いじめをしていた頃、自分も悩んだりつらかったことがあった」と答えている。いじめる子に「話を聞くよ」と言ってあげてほしい。
- 一人ひとりみんな違う。認め合うことができればいじめは発生しない。

● 講演を聞いて

決して消えない悲しみを抱えながら、我が子の命を絶対に無駄にしたいと活動する小森さんや遺族の方たちの思いが胸に迫り、涙が出せしかたがありませんでした。いじめ報道に心を痛めるばかりでしたが、小森さんから、そして子どもたちが遺したメッセージから、私たち大人ができることがたくさんあることを教えてもらいました。



小森美登里さん

1957年、藤沢市生まれ。横浜市在住。NPO法人ジェントルハートプロジェクト理事。著作には「遺書」「いじめのない教室をつくらう」「いじめの中で生きるあなたへ」(WAVE出版)他がある。

(有田 記)

施行1年 私にもいまできること

藤沢市子どもをいじめから守る条例 が知りたい!



いじめ防止対策推進法の施行に伴い、藤沢市が「子どもをいじめから守る条例」を施行したのは2015年4月1日。市内においてリーフレットやポスターなどを目にすることも多く、条例の存在は周知が進んでいるようだ。今回はあらためてその内容をみてみたい。

「藤沢市子どもをいじめから守る条例」は、前文と10の条文で構成されている。前文の主語は「私たち」。市民の当事者意識を促すものになっている。条例全体をとおして子どもにも親しみやすい平易な表現と文体が用いられ、具体的でわかりやすい内容だ。

前文には市全体で力をあわせて「いじめをしない、させない、許さない社会」とすることを旨すと明記されている。特筆すべきは、社会の様々な問題がいじめを生じさせる背景となりうるとの認識と、それらに正面から向き合う決意と姿勢が盛り込まれている点だ。被害者・加害者といった画一的な評価を下すのが

目的ではなく、いじめ問題の本質を捉えることが謳われている。

いじめを定義する第2条ではインターネットを通じて行われる行為についても言及され、市外でも話題を呼んだ。第4条は「子どもの心がけ」に関する規定であるが、10条のうち唯一「呼びかけ」の形式がとられている。訴えかけたい思いがダイレクトに伝わってくる表現で、子どもたちに向けたメッセージとしても力強い。

学校の中だけの問題となりがちな「いじめ」については、市・学校・保護者・学校以外の施設／団体・関係機関の連携を図ることが必要不可欠だ。また、いじめの防止、早期発見・対応・解決を目指すためにも、前文にあるとおり「私たち」一人ひとりの主体的な行動が求められている。いじめはどこかの誰かが一人きりで抱えこむものではなく、あなたも私も等しく有する人権に関わる問題なのだから。 (鈴木 記)

藤沢市子どもをいじめから守る条例(抜粋)

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1)子ども 学校に在籍する児童又は生徒及び学校に在籍していない者であって、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものをいいます。
- (2)いじめ 子どもに対して、当該子どもと一定の人的関係にある他の子どもが行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含みます。)であって、当該行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているもの又は当該行為に気づいたときに心身の苦痛を感じるものをいいます。
- (3)学 校 この市の区域内に存する小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校をいいます。
- (4)保護者 親権を行う者、未成年後見人その他子どもを現に監護する者をいいます。

(5)学校以外の施設

この市の区域内に存する、子どもが在籍する学校以外の施設又は団体をいいます。

- (6)市 民 市内に居住する者、通勤する者及び通学する者並びに市内で事業活動を行う個人、企業及び団体をいいます。
- (7)関係機関 児童相談所、法務局又は地方法務局、警察、医療機関その他子どものいじめの防止等に関係する機関及び団体をいいます。

(子どもの心がけ)

第4条 子どもは、次のことを心がけましょう。

- (1)自分を大切にしましょう。
- (2)他の人を思いやり、大切にしましょう。
- (3)いじめを受けたとき、又はいじめを見たり聞いたりしたときは、一人で悩まずに、家族、友だち、学校、市、関係機関等に相談しましょう。

藤沢市
いじめ相談ホットライン

☎0466-25-2500

24時間365日、子どもや保護者、地域の人などなたでも電話できます



DV※ 発生の低減へ何が出来るだろうか..

「自然」との関わりの面から考えてみました



DV発生の低減..大変難しい課題で専門家の方によく学ばねばならないが、私が昭和46年の第1回国家試験で公害防止管理者資格を取得して以来、公害防止との関わりのなかで感じてきた「自然の大きさへの敬意」が、DVや広く暴力全体の抑止とも底辺でつながるのでは..と私なりに考えてみました。

1 森林整備による河川や沿岸漁業の育成がDV発生の低減を助けるのでは?

DV対策として、現在まで相談システムの整備など被害者支援策が具体的に進められているが、DVの「発生」については、身近な人への敬意など種々啓発が図られながらも、いまだに低減できていない。あらためて、「発生の低減へ何をすればいいのか、何が出来るのか」考えたい。

「ふじさわDV防止・被害者支援計画」「ふじさわ男女共同参画プラン2020(改定版)」の中で、「暴力を容認しない社会づくり」に向けては、男女平等観を育むことや暴力でなく言葉でコミュニケーションを行う教育の推進などが謳われているが、それを受け入れる「心の裕度」が無ければ始まらない。子育て・介護システムの改善やワーク・ライフ・バランスの促進なども、心の安寧・裕度を生みDV発生の低減へ好影響が期待されるが、更に心の裕度を育む上で、自然環境との関わりが重要だと私は思う。

そのためには、例えば雨水の吸収保持力の確保と共に土壌の栄養が魚介類に届く「魚付き保安林」など森林整備による河川や沿岸漁業育成に注力するなど、自然の保護育成に力を入れることで、仕事として従事する人を始め、他の人も社会環境的に自然への関わりが増え、間接的にはあるが、感情的・刹那的な行動の抑止にもつながるのでは..と

思われる。

幸い、人々の自然への興味や感動が強いことは多くの場で感じられる。元々自然の支えによって成り立つ人間が、自然への敬意を持つことは社会共通のものとも言え、自然を慈しむ心を育むことが、男女平等観の育成や他者とのコミュニケーションを助け、ひいてはDVなどの暴力抑止につながるのではないだろうか。

2 過剰消費による心の荒廃にも目を向ける必要があるのでは?

地球上全体の人間の生活力(永続的消費可能量)には限度があるだろうが、便利な携帯電話も時に必要性を超えて性能が変わったり、大型商品も僅かな部品の故障で1台全体を買い替えることになったりするなど、追われるような消費の連続は「人への想いを希薄化させる」のではないかと。

ましてや機能上あまり変わらない新商品で、使用中の物を旧型としてより早く捨てさせるということが重なれば、環境破壊につながり、自然からのしっぺ返しは避けられない。大公害という形のしっぺ返しはかつて社会全体で受け、社会で共通認識ができたおかげで急速に改善されたが、このことは今後も忘れるわけにいかない。

この過剰消費の問題は、物を売っている人も作っている人も、いま生活を懸けて頑張っているという現実があり、非常に悩ましい。せめて幾らかの人材を、自然の保護育成、例えば森林と土壌・河川・沿岸の生活基盤再生事業などへ転換し、大消費社会を改善していけないだろうか。そのことが、結果として、心の荒廃を和らげ、DVや暴力全体の抑止につながっていくことになるのではないかと、私は思う。

(前田 記)

※:配偶者やパートナーなどからの身体的・精神的・性的・経済的・社会的暴力など。(出典:藤沢市DV相談窓口のご案内)
(参考)「配偶者・恋人間で暴力を振るわれた経験がある」と答えた割合
女性27%、男性12.2%(出典:平成25年度藤沢市男女共同参画に関する市民意識調査報告書)

ハラスメント、知らない怖さ!



2016年度第1回ふじさわ男女共同参画ネットワーク協力員会議(※1)が去る7月27日に実施された。研修テーマである「地域でのハラスメント予防・防止を考える」について、NPO法人キャスナ(※2)の藤本いずみ氏が講演。聴講後、ハラスメントの怖さを痛感。改めてこの課題について考えてみた。

ハラスメントとは

ハラスメント(嫌がらせ、いじめ、悩ませる、苦しめる)には多種多様ある。

セクシュアル・ハラスメント(性的発言、行動)、パワー・ハラスメント(職場内の地位を利用するいじめ)、モラル・ハラスメント(言葉や態度による人格否定)、その他アカデミック、ジェンダー、ドクター、アルコール、スモーク、キャンパス等。加えて、数種類が混在した複合ハラスメントもある。どの場合も加害者が被害者の人権、人格を傷つける行為なのだ。加害者が意識的に行う行為ばかりではない。加害者も被害者もその行為がハラスメントだと気づかずにいじめ、いじめられている。ハラスメントは特殊な人間関係のみにあるのではなく、誰もが加害者、被害者になってしまう恐れがあるのだ。

地域ハラスメント/日常生活に潜むいじめ

身体的暴力ハラスメントのDV、セクハラ、パワ

ハラ等は、誰もがそれとわかることで事件として表面化することが多い。その時々、報道され対策がとられてきた。もちろん不十分な対処で苦しんでいる被害者は多数いる。が、表面化されにくいモラハラは、ハラスメントと認識していないことが多く、加害者や被害者になり得てしまう。

近隣付き合いの中での会話やママ友間のお喋りがモラハラに。時には、集団(グループ)で加害者になることもある。相手の人が、聞かれない、知られたいくないことに容赦なく触れる。その行為が被害者を傷つけ、悩み苦しんでいることに、加害者は無関心。自分と考え方、趣向が違うだけで、ハラスメントの標的にし、言葉の暴力を吐く。家庭内で交わす日常会話にも暴言や嫌味のハラスメントは潜んでいる。それと気づいていないだけに怖いのだ。

ハラスメントを起こさないために

1999年に「男女共同参画社会基本法」が制定されて17年。20、30年前の社会環境とは大きく変わった。女らしさ、男らしさ等の「らしさ」を道徳とした時代から個の人格を尊重し、誰もがその人らしく暮らせる社会を目指す現代である。旧来の関係観(上下、優劣)を見直し、ハラスメントの怖さを認識する。そのことがハラスメント防止の第一歩だと思う。

(山口 記)

参考資料 「セクハラ防止ハンドブック」(かながわ女性会議発行) / 「知らずに他人を傷つける人たち」(香山リカ著・ベスト新書)

※1: 男女共同参画の推進普及活動を行う市民ボランティア。構成は市内13地区39人。

※2: 2009年NPO法人格取得。セクシュアル・ハラスメント防止、解決の活動を行う。

- 違いを認め合うって、言うより難しい。まずは大人から。自分から。(有田)
- もしかして、私もモラハラ加害者に?と疑心暗鬼しつつの執筆テーマでした。(山口)
- 自然の破壊力と、自然に守られる人間についてもっと考えてゆきたい。(前田)
- 久しぶりに風邪をひく。昼間横になっているからか子どものころの夢をみる。(鈴木)



インフォメーション

審議会等への女性登用状況について

男女共同参画社会の実現には、政策・方針決定過程への女性の参画の拡大が重要です。「ふじさわ男女共同参画プラン2020」では、「審議会など、市政に対する女性の参画促進」に取り組むべき事業として定めています。今年度の調査結果は、次のとおりです。

調査結果

① 国の分類における審議会等の女性登用比率

- ① 目標登用比率 **30.0%**以上
(平成32年)
(国の第4次男女共同参画基本計画 成果目標)
- ② 平成28年4月1日現在の女性登用比率
・審議会等の対象数 60機関 ※1を対象
・女性登用比率 **31.9%**
※平成27年(31.0%)比 +0.9ポイント

② 市独自の分類における審議会等女性登用比率

- ① 目標登用比率「めざそう値」として **42.0%**
(平成28年度)
(ふじさわ男女共同参画プラン2020 成果指標)
- ② 平成28年4月1日現在の女性登用比率
・審議会等の対象数 262機関 ※2を対象
・女性登用比率 **41.2%**
※平成27年(42.0%)比 -0.8ポイント

③ 調査対象

- ① 地方自治法による行政委員会等
(地方自治法第180条の5)
- ② 法律を根拠として設置する附属機関
(地方自治法第202条の3)
- ③ 条例により設置される附属機関
(地方自治法第202条の3) ※1
- ④ 要綱、要領等による協議会等
- ⑤ 上記に該当しない、会議・団体、任意の会議、実行委員会等 ※2

本紙で記事を書いてみませんか?

「かがやけ地球」編集員を募集します!

活動内容 情報紙の企画・取材・資料収集・記事作成など

対象・人員 市内在住・在勤又は在学の2016年4月1日現在18歳以上の方、1名(選考あり)

謝礼 1回発行ごとに7,000円(年4回発行予定)

申込・問合せ

任意の用紙に、①住所②氏名(フリガナ)③生年月日④職業⑤電話番号⑥編集経験の有無⑦応募理由・男女共同参画社会実現への「教育」「労働」「社会参加」「福祉」「健康」等のいずれかについての考え方(800字程度)を書いて、人権男女共同参画課へ郵送またはご持参ください。ご持参の場合は、湘南NDビル8階(藤沢市藤沢109-6)人権男女共同参画課へお願いします。

レディオ湘南は開局 20周年!

レディオ湘南 FM83.1

かがやけ地球は、市民の編集員さんの企画・運営によって、年4回発行しています。

編集スタッフ 有田 留美子・鈴木 悠子
山口 千鶴子・前田 英孝

ご意見・ご感想・今後役立て欲しいテーマなどをお待ちしております!

FAX 0466-24-5928

E-mail jinkendanjyo@city.fujisawa.kanagawa.jp

古書・アウトレット本 買取と販売

買取 不要なもの、お売りください。一部、買取れない品もあります。
買取品目 書籍・CD・DVD・ゲームソフトなど
お売りのご際は身分証明書の提示をお願いいたします。

アウトレット本と古書の販売 詳しくは、下記ホームページへ
発売後、歌者の手に残らず出版社に在庫されていた未読の本(アウトレット本)を、旧定価の20~80%OFFで販売します。他に珍品や稀少本など古書も扱っています。

藤沢駅(南口)前・有隣堂藤沢店5階
リブックス藤沢店 (ReBOOKS) **有隣堂**
☎0466-26-1411(有隣堂藤沢店代表番号) ●ホームページ <http://www.yurindo.co.jp/>

毎月1回! 中庭のイベントスペースにて、楽しいイベント開催中!

藤沢駅直結

フジサワ名店ビルでは、様々な貸ホール・ギャラリーを提供しております。教室の開催や展示会、講演などに、どうぞお気軽にご利用くださいませ。

地域密着「元気」デパート

フジサワ名店ビル

☎0120-111-391 0466-25-0111 www.fujisawa-mellen.com

医療法人社団 藤順会

藤沢順天医院

神奈川県藤沢市鶴沼橋 1-17-11

Tel.0466-23-3211

人間ドック 定期健康診断
脳ドック 婦人科検診



<http://www.fujisawa-junten.or.jp>

天然ガスがひろく未来



次の世代の子どもたちのために、いま、わたしたちが出来ること…東京ガスは考えています。

天然ガスを使用した、効率的なエネルギーシステムの普及・拡大に努めています。また、環境にやさしい暮らしやエコライフの提唱など、環境コミュニケーション活動を推進しています。

<http://www.tokyo-gas.co.jp/>

TOKYO GAS